

豊かで活力ある吳市を目標として

くれ男女共同参画推進条例



吳市

第3条第1項 男女の人の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましよう。男女の差別をなくし、一人の人間として能力を發揮できる機会を確保していきましょう。

男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接又は間接に性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない



第3条第2項 社会における制度又は慣行への配慮



性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会におけるあらゆる活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されなければならない。

第3条第3項 政策や方針の立案・決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市の政策や企業・団体などの方針の立案・決定の場に参画できるようにしましょう。

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。



第3条第4項

家庭生活と仕事・地域活動などの両立



仕事や宗事・育児、地域での活動などがバランスよくできるよう、家族みんなでお互いに協力しましょう。

男女共同参画の推進は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等家庭生活における活動と職業生活その他の活動とを両立して行うことができるようすることを旨として行われなければならない。

第3条第5項

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

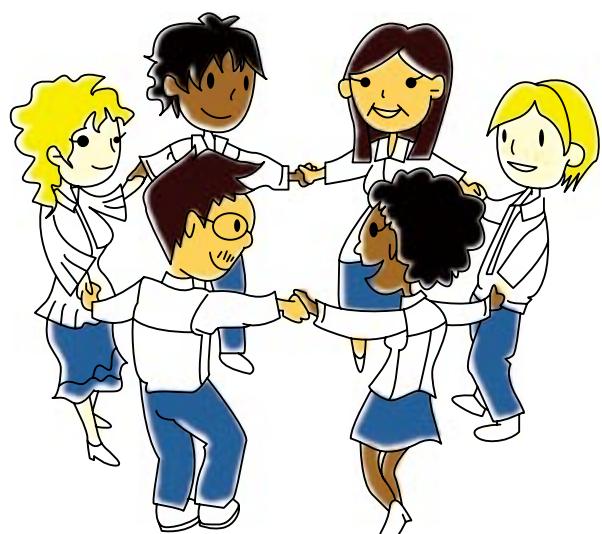
男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を尊重しましょう。

男女共同参画の推進に当たっては、男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重され健康な生活を営むことについて配慮されなければならない。



第3条第6項

国際的協調



男女共同参画の推進は、他の国々や国際機関と協調しながら取り組みましょう。

男女共同参画の推進は、当該取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し、協調して行われなければならない。

第4条 性別による権利侵害の禁止

家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる場で、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な扱いやセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスをしてはいけません。

1 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的な取扱いを行ってはならない。

2 だれであっても、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他の人権を侵害する性的な言動や性暴力を行ってはならない。

3 だれであっても、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。



キーワード セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反して行われる性的な言動で、相手に不利益や不快感を与えることをいいます。

男のくせに
荷物も持てないの？

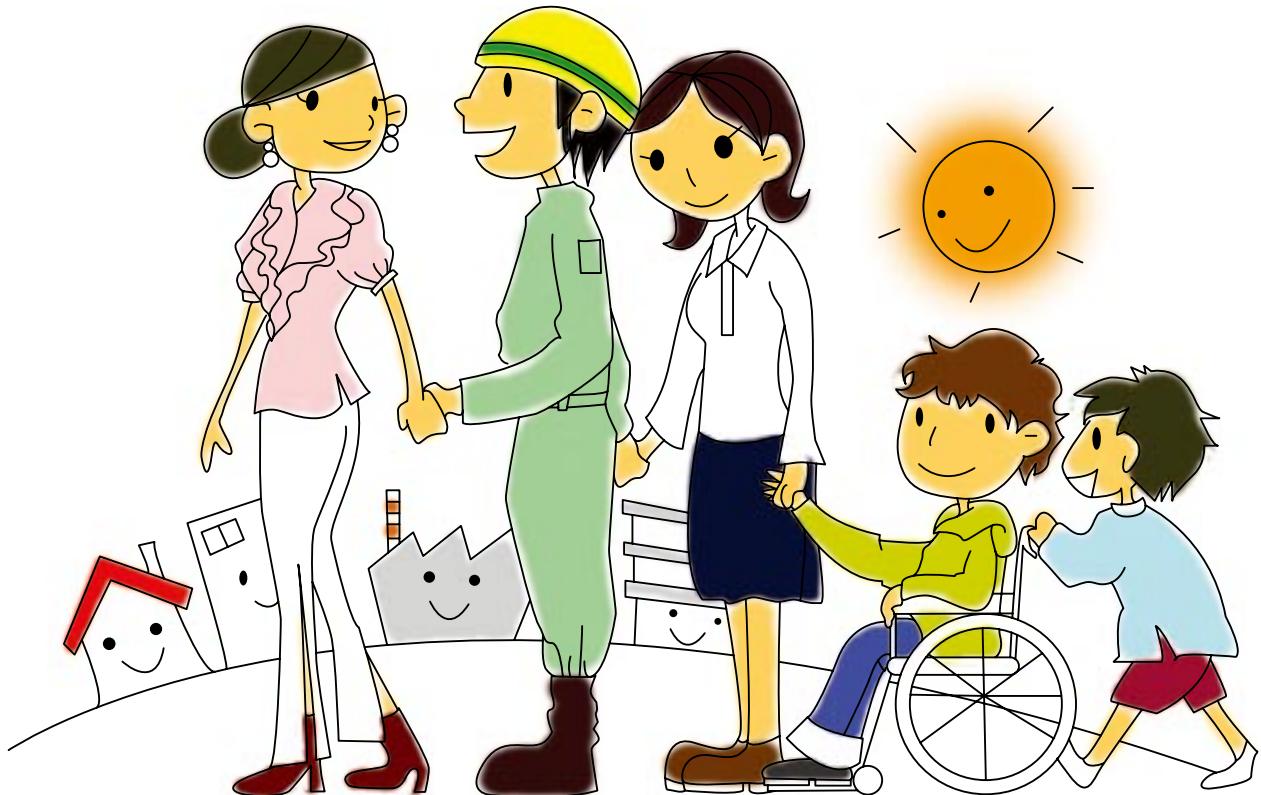
キーワード ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や配偶者だった者、恋人関係にある者から振るわれる、暴力（身体的、精神的、性的、経済的暴力）のことをいいます。



第5, 6, 7条 市・市民・事業者の責任と役割

市・市民・事業者がお互いに協力しあって、男女共同参画の推進に向けて積極的に取り組みましょう。



第5条 市は、男女共同参画社会の形成に向けての責任を自覚し、実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と協働して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるように努めるものとする。

第6条 市民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善するよう努めるものとする。

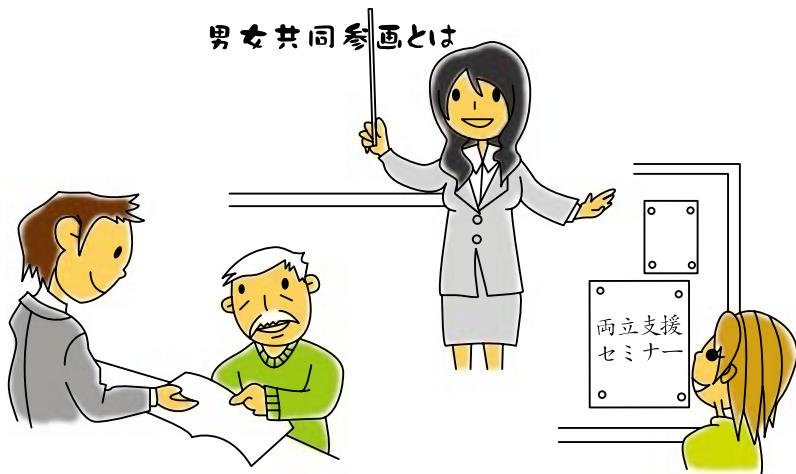
- 2 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。

第7条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と育児や介護等の家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するように積極的に取り組むものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するものとする。

第14条

市民の理解を深めるための啓発等



市は、市民や事業者が男女共同参画について、よく理解できるよう、様々な広報啓発活動を行います。

市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、広報啓発活動を行うものとする。

第15条

市民や事業者の取組に対する支援

市は、市民や事業者が行う男女共同参画についての活動を応援するため、いろいろな情報の提供や協力を行います。

市は、市民及び事業者が行う男女共同参画への取組（積極的改善措置を含む。）が促進されるよう、必要な情報提供その他の協力をを行うものとする。



第16条

苦情や相談の申出への対応



市は、男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情や相談に、適切に対応します。

市は、男女共同参画の推進を阻害する問題についての苦情又は相談を受けた場合は、関係機関との連携を図りながら適切に対応するものとする。

「審議会」は、男女共同参画の推進に関する施策などについて、様々な角度から審議し、市に建議します。

「審議会」の委員は、男女のいずれか一方の数が、委員総数の10分の4未満とならないように定めています。



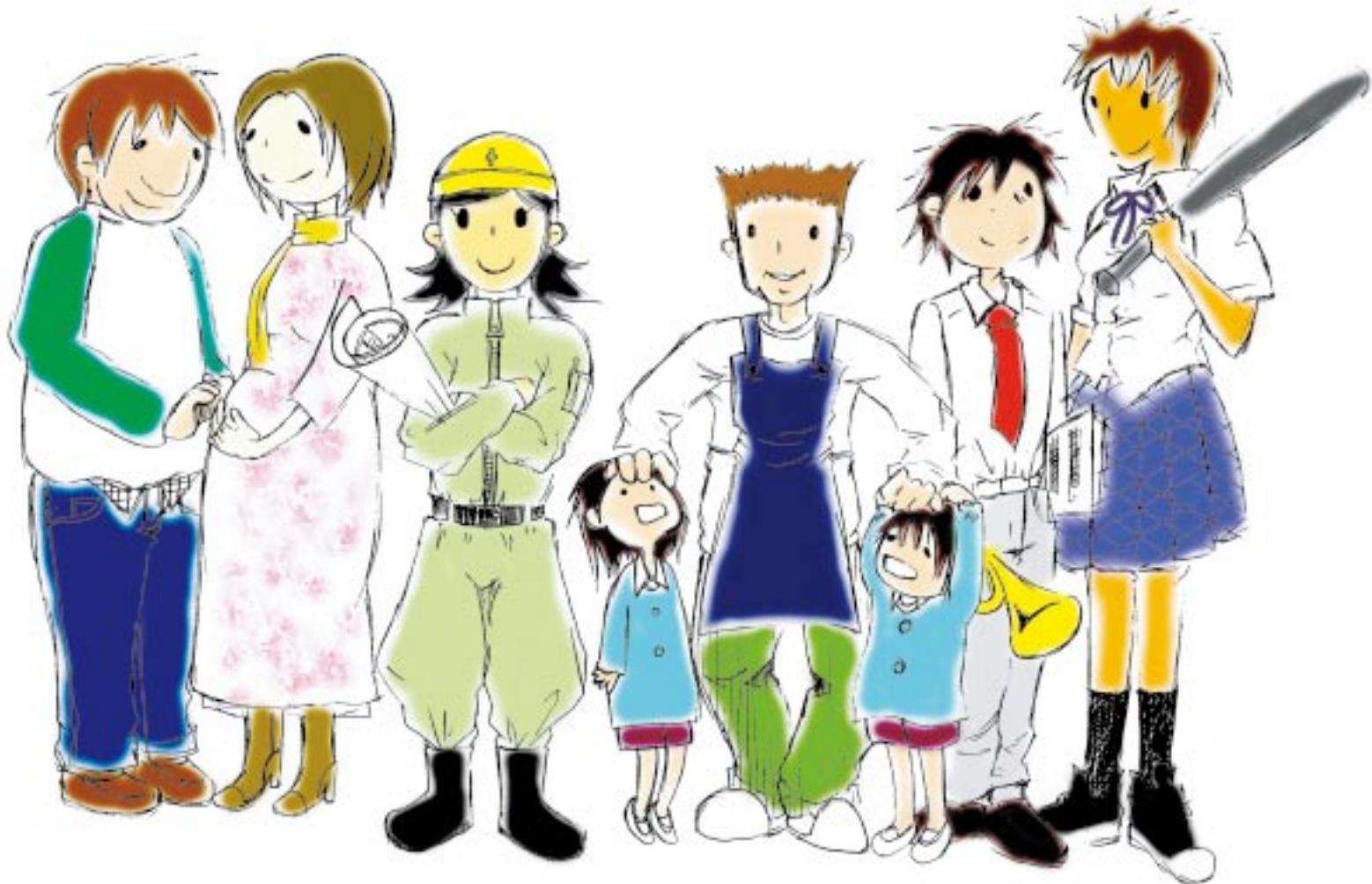
第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、呉市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第18条 審議会は、15名以内の委員をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないものとする。

- 2 委員は、市民及び学識者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げないものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織、運営について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

キーワード 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、均等に利益を享受することができ、共に責任を担うことをいいます。



呉市市民部市民生活課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

TEL(0823) 25-3476 FAX(0823) 25-3013

Eメール siminsei@city.kure.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kure.lg.jp/~danjo/>